

○茅ヶ崎市子育て支援センター条例

平成 27 年 3 月 27 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、茅ヶ崎市子育て支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 子育てをする者を支援し、もって子どもの健やかな成長に寄与するため茅ヶ崎市子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎駅北口子育て支援センター	茅ヶ崎市新栄町 1 3 番 4 4 号
茅ヶ崎駅南口子育て支援センター	茅ヶ崎市共恵一丁目 1 番 5 号
香川駅前子育て支援センター	茅ヶ崎市香川五丁目 3 番 1 7 号
浜竹子育て支援センター	茅ヶ崎市浜竹三丁目 1 番 1 4 号

(事業)

第 3 条 子育て支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 乳児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。）又は幼児（同項第 2 号に規定する幼児をいう。）及びその保護者（同法第 6 条に規定する保護者をいう。）が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(2) 茅ヶ崎駅北口子育て支援センターにあっては、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業

ア 規則で定める者を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと。

イ 規則で定める者が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める事業

(子育て支援センターの管理)

第 4 条 子育て支援センターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に子育て支援センターに係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、子育て支援センターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画による子育て支援センターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、子育て支援センターの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第7条 子育て支援センターの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 子育て支援センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(休館日)

第8条 子育て支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日（茅ヶ崎駅北口子育て支援センターを除く。）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第9条 子育て支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる。

(損害賠償)

第10条 入館者は、子育て支援センターの施設、附属設備又は備付けの器具(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第11条 指定管理者は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒

み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) 子育て支援センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 茅ヶ崎市子育て支援センターの指定管理者の指定その他指定管理者による茅ヶ崎市子育て支援センターの管理のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市子育て支援センター条例の例により行うことができる。